

平成31年度施策評価表(平成30年度振り返り)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:平成28年度~令和2年度)に掲げる事項)	
施策名	11 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
上位政策	05 子どもの未来と文化をはぐくむまち
施策統括課	児童青少年課 施策統括課長名 新妻 理成
関連課	健康課、子育て支援課、児童青少年課
関連する個別計画等	東久留米市子ども・子育て支援事業計画、東久留米市母子保健計画
予定計画事業	子ども・子育て支援事業計画の推進、待機児童解消に向けた保育サービスの拡充、市立保育園の民間化に向けた取り組み、さいわい保育園の民営化、しんかわ保育園の民間化、児童館の整備、相談機能・児童虐待への対応
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと健やかに成長することができる環境づくりを進める。 ・関連機関との連携のもと、子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実を図る。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
11-01 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育てをめぐる大きな環境変化を踏まえ、利用しやすい子育て支援サービスを提供していくとともに、民間から供給されるサービスを活かしながら、待機児童解消や保育サービスの拡充を図る。 ・子ども・子育て支援新制度で創設された小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業の整備や幼稚園の認定こども園への移行の推進に努める。 ・子育て支援サービスの量を拡充するとともに質の向上をめざす「子ども・子育て支援新制度」の普及に努める。 ・学童保育所の施設・整備、機能の充実を努める。
11-02 親と子の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> ・出産や子育ての不安解消、孤立化防止のため、情報の提供や事業を通じて交流の機会を設け保護者の仲間づくりを支援するとともに、相談窓口の強化を図り、妊娠期からの切れ目ない子育て支援を充実する。 ・地域で安心して子どもを産み育てることができるように、子どもと保護者の心身の健康を維持・増進を図るため、育児不安などによりフォローが必要な母親に対しては、関係機関・関係部署との連携を図り、支援する。 ・母子手帳の交付や両親学級、乳幼児健康診査など各種健診、育児相談などの母子保健サービスの向上に努める。
11-03 子育て家庭の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が安心して子育てができるよう、児童手当などの各種手当や子ども医療費助成、幼稚園児の保護者負担軽減事業などの制度を通じ、子育て家庭における経済的負担の軽減を図る。 ・各種手当や助成制度にかかるさまざまな手続きの窓口では、子育てに関する初期相談窓口としての役割を果たし、子育てに役立つ情報提供や適切な相談窓口に引き継ぐ機能を充実させる。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：平成28年度～令和2年度）に掲げる事項）

基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性
11-04 家庭・地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親たちが安心して子育てができるよう、魅力ある場所づくりや地域の子育て力の向上など、子どもが自ら育っていく環境づくりを進めるとともに、地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成の活動を支援する。 ・市内各保育所における育児相談、園庭開放、異年齢児・世代間・地域交流行事など事業の充実に努め、地域の子育て力向上を図る。 ・児童館は、子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応など、子ども家庭支援センターなど関係機関との連携に努める。 ・子ども家庭支援センターは、総合マネジメント機関として、総合相談や情報提供、ネットワークの構築と要支援家庭サポートなど機能を充実する。 ・地域子育て支援センターを子育て親子の交流を促進する支援拠点とし、子育てに関する情報提供、相談支援を充実する。 ・子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、計画的に推進される支援事業、子育て支援機能、NPOや子育てサークルなどの充実に努める。 ・子育て中の親子や妊婦などが事業のなかから必要な支援を選択して円滑に利用できるように情報提供、相談・援助を行う。
11-05 支えが必要な子どもと家庭への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が経済的に困窮し、子育てに向ける心のゆとりを持たない家庭のために就業と子育てを両立させていくための支援に努める。 ・ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援、相談活動など、自立に向けた支援をしていく。 ・家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと、個々の家庭の状況に応じた情報提供を行うとともに、適切な相談機関への引き継ぎに努める。 ・教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、庁内はもとより、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努める。

2 施策の成果指標と実績

No	成果指標	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	保育所の待機児童数（4月1日現在）	人	92	67	38
2	乳幼児健診の受診率（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児）	%	97.1	95.4	99.0
3	子育てがしやすい環境が整っていると感じている市民の割合	%	43.3	45.4	44.0
4	地区青少協のイベントに参加した青少年の延べ人数	人	11,381	10,927	9,047
5	青少年の健全育成に関心をもっている市民の割合	%	71.8	73.4	75.0

3 施策内事務事業数と施策のコスト

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本施策を構成する事務事業数	本	57	52	52
トータルコスト	千円	7,972,623	9,254,780	9,595,560
事業費（内書き）	千円	6,936,652	8,217,708	8,548,869
人件費（内書き）	千円	1,035,971	1,037,072	1,046,691

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	令和2年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の待機児童は、平成30年度中（平成31年度当初まで）に220名の定員拡大を行い待機児童が28名となり、保育所等の定員の空きは127名分であった。 ・市立保育園の民間化については、しんかわ保育園において低年齢児から段階的に募集を停止することとした「東久留米市立保育園条例の一部を改正する条例」が平成30年市議会第3回定例会において可決された。 ・学童保育所は平成30年度末時点では待機児童が解消されている。今後の利用状況を注視し、待機児童が生じた場合は保育スペースの拡大（特別教室等の借用）を検討する。 ・学童保育事業においては、嘱託員の採用が困難な状況から、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかという課題や、利用者から一定のニーズがある延長育成を実施していないという課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園について、児童を取り巻く状況等を注視しながら、必要に応じて、施設整備を検討していく。 ・市立保育園への民間活力の導入として、しんかわ保育園以外の市立保育園について、民間化の可能性を検討していく。 ・学童保育事業について、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、利用状況を踏まえながら、待機児童が生じた場合は、保育の質を確保しながら保育スペースの拡大（特別教室等の借用）について検討していく。 ・学童保育事業における、安定的な事業の継続という課題や、延長育成を実施していないという課題については、「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」及び「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」で示しているように、令和2年4月より、第六小学校区と第九小学校区の学童保育所において、民間活力を導入して対応を図る。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安、家庭環境の問題、保護者の精神疾患や虐待等でフォローが必要な家庭が増加している。 ・乳幼児健診は98.9%と高い受診率に達したが、一定数未受診もある。未受診理由としては、多忙やかかりつけ医で受診中などが多いが、中には転居を繰り返すなど虐待が心配されるケースもあり、子ども家庭支援センター等の関係機関とも連携しながら未受診者フォローを継続していく必要がある。 ・育児不安の軽減や孤立化防止を目的に、妊娠・出産・子育て情報を携帯メールで配信する「子育て応援メール配信事業」を実施しており、利用者からは好評であるが、利用登録者数が対象者数の2割程度なのが課題である。 ・市の独自事業である2歳児歯科検診の効果が顕著に現れており、3歳児のう蝕有病者率が8.5%（速報値）まで低下してきている。 ・30年度から妊婦全数面接に向けて体制を構築したが、本庁舎での受付分については、心配がない等の理由から面談を希望しないケースも多く、全体の実施率が6割に留まっている点は課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に令和2年度から6年間の母子保健計画を策定するので、これに基づき各種事業に取り組んでいく。 ・わくわく健康プラザが地理的に離れているため工夫をし、妊婦面接の実施率を高めていくことによって、妊娠期より支援が必要なハイリスク妊婦を把握し、早期より必要な支援を実施するとともに、関係機関と連携し、継続支援を行い、妊娠期からの切れ目ない支援を充実させる。 ・乳幼児健診の未受診者の背景には、虐待や家族問題が存在することも少なくないため、関係機関とも連携し未受診者フォローの充実に努める。 ・新生児訪問、乳幼児健診等で事後フォローが必要な母子や多問題家族、虐待等が増加しているため、継続支援を充実するとともに、関係機関・関係部署とも連携を図り支援していく。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園及び認可外保育施設に通園する保護者の負担を軽減することを目的とし、各々の補助、貸付、助成事業を実施している。 ・児童の養育者への経済的支援を行う児童手当の受給者数は横ばいで推移している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育無償化の動向を注視しながら、私立幼稚園にかかる補助、貸付事業、認可外保育施設にかかる助成事業とも引き続き実施していく。 ・児童の養育者への経済的支援を行う児童手当は、国の制度変化に着実に対応して支給を行う。

4 基本事業について (4~5)

	現状と課題	令和2年度に向けた方向性
4	<ul style="list-style-type: none"> すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な地域子ども・子育て支援事業（利用者支援、一時預かり、病児保育等）を実施している。また、保育施設において園庭開放等の地域活動事業を行い、各家庭の子育てを支援する必要がある。 青少年問題協議会を開催し、「東久留米市青少年健全育成基本方針」を策定した。 児童館に関しては、平成30年4月に新児童館の「子どもセンターあおぞら」を開館した。また、中央児童館の大規模修繕工事を行い平成30年12月にリニューアルオープンし、平成31年1月からは指定管理者制度を導入した。 児童の居場所づくり事業については、市内4箇所の既存の公共施設等を活用して、地域の子ども達に健全な遊びを提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域子ども・子育て支援事業等は、地域のニーズを充足できるよう充実を図る。保育施設も地域活動事業により地域の子育て家庭を支援していく。 家庭、地域、学校、行政が協力・連携し、身近な地域で子育てを支える環境整備に努める。中学校地区青少年健全育成協議会による児童の健全育成のための活動を支援する。青少年問題協議会運営事業は、協議会を開催し、子どもから若者に係る諸問題の現状の把握等を図り、具体的な取り組みを検討していく。 子どもセンターひばり、けやき児童館、子どもセンターあおぞら及び中央児童館は、指定管理者制度を通じて適切な管理運営業務を実施していく。 児童の居場所づくり事業は、既存の公共施設等を活用し、子育て支援機能を充実させ、地域の子ども達に健全な遊びを提供していく。
5	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内の悩みや問題を的確に把握し、関係機関との連携のもと個々の家庭の状況に応じた情報提供と相談活動を行い、適切な相談機関へつなげる必要がある。 ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援など支援を充実する必要がある。 教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業などの実施に加え、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた総合的な就労支援に努める必要がある。 子ども家庭支援センターは、児童虐待が増加する中、職員体制の強化や迅速な対応などが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の子育ての悩みや不安について、個々の家庭の状況に応じた情報提供と相談活動を行う。必要があれば、プライバシー等に配慮し、適切な相談機関へつなげていく。 ひとり親家庭などに対する経済的な負担軽減や生活支援など支援を充実させていく。 教育訓練給付金事業などの実施について、関係機関と連携し家庭の状況に応じた就労支援を適切に行う。 子ども家庭支援センターは、児童虐待の増加に応じた職員体制の強化や迅速な対応などに努める。

5 令和2年度に向けた施策方針

- 保育園の保育需要は、保護者の就労状況などにより多様なニーズが発生する。これらの保育・子育て支援の需要に柔軟に対応できるよう、児童を取り巻く状況等を注視し、必要に応じた施設整備など、保育サービスの提供体制の確保を進める。
- 学童保育は、利用状況を踏まえながら、待機児童が生じた場合は、特別教室等の借用について検討していく。
- 学童保育事業における、安定的な事業の継続という課題や、延長育成を実施していないという課題については、令和2年4月より、第六小学校区と第九小学校区の学童保育所において、民間活力を導入して対応を図る。
- 子どもの居場所づくりを進めるため、児童館、学校、公園等の公共施設を活用して子どもたちが安全に過ごせる場所の確保を図る。
- 親と子の健康の確保と増進を図るため、妊娠中や出産後のほか、乳幼児期の健康や育児に関して保護者の不安を解消するとともに、子どもの健全な発達に向けて相談や指導、親同士の交流の機会などを充実させる。

6 令和2年度の施策の位置づけ	重点施策
-----------------	------